○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件（同一八）　二六四
○農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（金融庁・農林水産二五）　二六四
○農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部を改正する件（同二六）　二九一
○電気通信事業法第三十三条第一項及び電気通信事業法施行規則第二十三条の二第一項の規定に基づき電気通信設備を指定する件の一部を改正する件（総務四三六）　三四
○電気通信事業法施行規則第二十三条の四第三項の規定に基づく情報の開示に関する件の一部を改正する件（同四三七）　三五
○平成二十七年総務省告示第六十七号（管理規程の細目を定める件）の一部を改正する告示（同四三八）　三五
○令和五年総務省告示第百七十二号の全部を改正する件（同四三九）　三六
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同四四〇）　三七
○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同四四一、四四四）　三八
○令和四年総務省告示第四百十号の一部を訂正する件（同四四二）　三八
○令和五年総務省告示第九十九号の一部を訂正する件（同四四三）　三八
○衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出があった件（同四四五）　三一一
○衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出があった件（同四四六）　三一一
○衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について届出があった件（中央選挙管理会二二）　三一一
○紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示（外務四七〇）　三一三
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるリビアのカダフィ革命指導者及びその関係者を指定する件の一部を改正する件（同四七一）　三一七
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（文部科学一五一）　三一八
○著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件（文化庁三〇）　三一九
○労働安全衛生法第五十七条の四第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件（厚生労働三四一）　三二六
○高速自動車国道に関する件（国土交通一二〇七）　三二六
○航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示の一部を改正する件（同一二〇八）　三二七
○東京国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（同一二〇九）　三二七
○昼間障害標識を設置しなければならない架空線を定める告示の一部を改正する件（同一二一〇）　三二八

本号で公布された法令のあらまし

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（政令第三七三号）（外務省）

1　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

2　在ローマ国際機関日本政府代表部に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定めることとした。（別表第一及び別表第二関係）

3　在マルタ日本国大使館に勤務する外務公務員に支給する住居手当に係る控除額及び限度額を改定することとした。（別表第二関係）

4　この政令は、令和六年一月一日から施行することとした。

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三七四号）（厚生労働省）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和六年一二月二日とすることとした。

◇統計法施行令の一部を改正する政令（政令第三七五号）（総務省）

1　別表第一の一の項に規定する全ての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計の調査方法の変更に伴い、地方公共団体の長が行う事務に関する規定について所要の改正を行うこととした。（別表第一関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇計量単位令の一部を改正する政令（政令第三七六号）（経済産業省）

1　国際度量衡総会の決議に従い、計量法に定める計量単位に一〇の整数乗を乗じたものを表す計量単位の接頭語としてクエタ等を追加することとした。（別表第四関係）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした。（附則第二関係）

3　この政令は、公布の日の翌日から施行することとした。

◇計量法関係手数料令の一部を改正する政令（政令第三七七号）（経済産業省）

1　電気計器に係る検定、変成器付電気計器検査及び型式承認並びにガスメーターに係る検定及び型式承認に要する実費を勘案して、これらの検定、変成器付電気計器検査及び型式承認に係る手数料の額を改定することとした。（第三条、別表第二第八号ハ並びに別表第四第五号ニ及び第九号～第一一号関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三七八号）（経済産業省）

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和六年二月一六日とすることとした。

◇脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行令（政令第三七九号）（経済産業省）

1　法第五八条第二項ただし書の政令で定める場合

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（以下「法」という。）第五八条第二項ただし書の政令で定める場合は、法第五七条第一項に規定する対象事業活動支援に係る債務の保証をする額、出資の額又は引き受ける社債の額が、それぞれ二〇〇億円以下である場合とすることとした。（第一条関係）